

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	加賀 英夫
登録番号又は法人番号	03081269
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所所在地	東京都目黒区五本木2-48-15 横田1F
処分年月日	令和2年1月30日（理事会決議日）
処分内容（種類）	3年の会員の権利の停止 （東京都行政書士会会則第23条第1項第2号）
上記処分をした理由	<p>被処分者が、入管法施行規則が定める外国人出頭免除規定に違反する、第三者を介した申請取次業務をC行政書士法人（現、愛知県行政書士会所属法人）並びに一般社団法人A（非行政書士の疑いあり。）より繰り返し受任し、第三者を介した取次申請を行ったことは、本人からの供述並びに各種証拠書類から、疑いの余地は全く無く、後述する行政書士法や同法施行規則、或いは、東京都行政書士会会則等に違反していることは明白である。更には、第三者を介した申請取次業務を繰り返し行ったことは当然許されることではなく、まして申請人や所属機関との面談も行わずに、事実上C行政書士法人等の運び屋と化していたことは、申請取次制度の根幹を揺るがす極めて悪質な行為であり、本来ならば最大級の処分をするのが相当ではある。しかしながら、当初のヒアリングではC行政書士法人から強要されて虚偽の供述をやむを得なく行ったものの、その後は率直に違反・違背行為を認めたこと。更には、突発性難聴という病を抱えていたことを考慮したとしても、今後一切第三者を介した取次業務を行わないと確信するには至っていない。</p> <p>以上の理由から上記の処分とする。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>（違反している規則、会則）</p> <p>一、行政書士法第9条違反（帳簿の未記載、一部の事件の領収書無し）</p> <p>二、行政書士法第10条違反（信用または品位を害する行為）</p> <p>三、行政書士法第13条違反（会則遵守の義務違反）</p> <p>四、東京都行政書士会会則第21条（名義貸しの禁止）</p> <p>五、東京都行政書士会申請取次業務適正化委員会規則第8条第1号違反（誓約書に違背）</p>